

落札後の手続き（自動車）

1. 南関町への電話連絡

(1) 入札期間終了後（入札終了日）に、南関町から落札者（最高価申込者）あてに、
物件の売却区分番号、整理番号などを電子メールでお知らせします。

※ 入札した Yahoo!JapanID でログインした公売物件詳細画面に「落札しました。」と表示されているにもかかわらず、電子メールが届かない場合には、画面に記載の連絡先（南関町）あて電話での確認をお願いします。

※ 受付時間は午前8時30分から午後5時30分までです。
（土曜・日曜・祝日・年末年始を除きます。）

(2) 電子メール受信後は、メールに記載された連絡先（南関町）あて売却区分番号、
整理番号、住所（所在地）、氏名（名称）、日中の連絡先などを速やかにお知らせください。

なお、連絡時に買受代金の納付方法など今後の手続きについてご説明します。

※ 受付時間は午前8時30分から午後5時30分までです。
（土曜・日曜・祝日・年末年始を除きます。）

(3) 買受人ご本人以外（代理人）が買受代金の納付等を行なう場合は、「5. 代理人
が落札後の手続きを行う場合」をご覧ください。

2. 買受代金の納付

(1) 納付していただく金額（買受代金）

買受代金＝落札価額－公売保証金額

※ 1円未満の端数がある場合は、その端数全部を切り捨てます。

(2) 買受代金の納付方法

① 銀行口座への振込

※ 振込先口座は南関町から送信する電子メールでご案内します。なお、振り込み手数料は、買受人の負担となります。

② 現金書留での送付（買受代金が50万円以下の場合に限ります。）

※ 郵送料などは、買受人の負担となります。

③ 郵便為替による納付

※ 発行日から起算して175日を経過していないものに限ります。

④ 南関町に直接持参

※ 受付時間は午前8時30分から午後5時30分までです。
(土曜・日曜・祝日・年末年始を除きます。)

(3) 買受代金納付期限までに買受代金金額の納付を南関町が確認できることが必要です。

※ 買受代金納付期限は、南関町から送信する電子メール又は公売物件詳細画面でご確認ください。

(4) 買受代金納付期限までに南関町が買受代金金額の納付が確認できない場合、その物件を買い受けることができなくなり、事前に納付された公売保証金は没収され、返還出来ません。

3. 必要書類の提出など

(1) 次の書類を南関町に提出してください。

必要書類の提出先は、入札期間終了後に南関町が送信する電子メールでご確認ください。

①南関町が買受人に送信した電子メールを印刷したもの

②買受人が個人の場合、公的機関が発行した住所証明書（住民票等）

③買受人が法人の場合、法人の商業登記簿謄本等

④所有権移転登録請求書

※ 「所有権移転登録請求書（自動車）」を印刷し、必要事項を記入・押印してください。

⑤自動車保管場所証明書

⑥移転登録等申請書（第1号様式【OCRシート】）

⑦自動車検査登録印紙（500円）を貼付した手数料納付書

⑧買受人の印鑑証明書（発行後3ヶ月以内のものに限ります。）

⑨郵便切手1500円分。（買受人の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局、自動車検

査登録事務所が、九州運輸局熊本運輸支局以外の場合に限ります。）

(2) 必要書類は、書留郵便又は南関町に直接持参してください。

※ 郵送料は買受人の負担となります。

4. 公売物件の引き渡し

- (1) 南関町の案内にしたがい、公売物件の引き渡しを受けてください。
- (2) 南関町は、買受代金納付期限までに買受代金の納付を確認できた場合、公売参加申込時に入力された内容及び提出された書類をもって権利移転の手続き（移転登録等の嘱託）を行います。
- (3) 買受人の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局、自動車検査登録事務所が九州運輸局熊本運輸支局以外の場合は、差押抹消登録・移転登録等の嘱託は郵送にて行います。
- (4) 買受人の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局、自動車検査登録事務所が、前所有者（現在の登録を受けている所有者）と異なる場合、買受人ご自身で、自身の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局、自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込んでいただく必要があります。
- (5) 売却決定（入札期間終了の7日後）後、南関町が買受代金の納付を確認した後に引き渡しを受けることが可能となります。
- (6) 買受代金納付日に公売物件の引き渡しを受けない場合は、「保管依頼書」をご提出ください。なお、この場合、別途保管料が必要な場合は買受人の負担となります。
 - ※ 「保管依頼書」を印刷し、必要事項を記入・押印してください。
 - ※ 「保管依頼書」は、必要書類とともに書留郵便などによる郵送又は直接南関町に持参してください。なお、郵送料は買受人の負担となります。
- (7) 引渡し場所は、原則として物件詳細画面の「引渡保管場所」となります。買受人本人が南関町に来庁する場合は、次の書類をお持ちください。
 - ①買受人が個人の場合、運転免許証などの写真付き本人確認書面等
 - ②買受人が法人の場合、法人の商業登記簿謄本等
- (8) 詳細は、落札後にいただく電話などで説明します。

5. 代理人が落札後の手続きを行う場合

買受人ご本人が買受代金の納付や公売物件の引き渡しを受けることができない場合、代理人がそれらの手続きを行うことができます。代理人が手続きを行う場合、次の書類を提出してください。

①委任状

※ 「委任状」を印刷し、必要事項を記入・押印してください。

②買受人本人の印鑑証明書

※ 発行後3ヶ月以内のものに限ります。

③南関町が買受人へ送信した電子メールを印刷したもの。

④代理人が南関町に来庁する場合は、代理人の運転免許証などの写真付き本人確認

書面等

※ 買受人が法人で、その法人の従業員の方が代理人となる場合も委任状が必要となります。